

## 官庁施設の環境保全性に関する基準

### 第 1 章 総則

#### 1. 1 目的

この基準は、「官庁施設の基本的性能基準」（平成 13 年 6 月 26 日国営建第 32 号、国営設第 29 号。以下、「基本的性能基準」という。）に定められる性能のうち、環境保全性について、官庁施設に求められる水準及びこれを確保するために必要な技術的事項等を定め、官庁施設における環境保全対策を推進することを目的とする。

#### 1. 2 用語の定義

- (1) この基準において「環境負荷」とは、官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) この基準において「グリーン化」とは、「環境基本法」（平成 5 年法律第 9 1 号）の基本理念に則り、官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じ、環境負荷を低減させることをいう。
- (3) この基準において「グリーン庁舎」とは、グリーン化を図り、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設をいう。
- (4) この基準において「エコマテリアル」とは、人体への安全性や資源の枯渇に配慮した材料、リサイクルが容易な材料等環境負荷の少ない材料をいう。

### 第 2 章 基本事項

#### 2. 1 グリーン化の基本方針

グリーン化については、官庁施設に求められる各性能の確保及び総合的な調和を考慮しつつ、グリーン化に係る目標を達成するよう、環境負荷の低減に資する技術を積極的かつ効果的に活用することにより図るものとし、環境負荷低減効果の高いグリーン庁舎の実現に資するものとする。

なお、グリーン化に係る目標は別に定める。

#### 2. 2 グリーン化に係る性能の項目

グリーン化に係る性能の項目は、長寿命、適正使用・適正処理、エコマテリアル、省エネルギー・省資源及び周辺環境保全に関する性能とする。

#### 2. 3 グリーン化に係る評価及び検証

グリーン化に係る評価及び検証は、客観的かつ総合的に行うこととし、環境負荷に関する主たる定量的指標は、ライフサイクル二酸化炭素排出量（LCCO<sub>2</sub>）、

ライフサイクル廃棄物最終処分量（LCW）及びライフサイクル資源投入量（LCR）とする。

### 第3章 グリーン化に係る性能に関する水準及び技術的事項

グリーン化に当たっては、2.2に掲げる性能の項目に応じ、3.1から3.5までに掲げる水準を確保するものとする。

#### 3.1 長寿命

長寿命に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、施設の長寿命化を図り、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 階高、床面積、床荷重等の余裕度及び間仕切り等の可変性に配慮し、内部機能の変化に柔軟に対応できるものとする。
- (2) 構造体については、耐久性に優れたものとする。
- (3) 建築非構造部材及び建築設備については、合理的な耐久性が確保されたものであるとともに、更新、修繕及び補修が容易なものとする。
- (4) 適切な維持管理が容易に行えるよう、適切な作業スペース等を確保する。

#### 3.2 適正使用・適正処理

適正使用・適正処理に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、廃棄物の削減及び適正処理、資源の循環的な利用等を行い、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 建設副産物の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。
- (2) 環境負荷の大きい物質を使用した資機材の使用を抑制するとともに、その適切な回収に配慮する。
- (3) 施設運用時の廃棄物の適切な処理に配慮する。

#### 3.3 エコマテリアル

エコマテリアルに関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、環境負荷低減に資する資機材を使用し、総合的に環境負荷を低減していることとする。

- (1) 環境負荷の少ない自然材料等を採用する。
- (2) 熱帯林の減少に配慮し、熱帯材型枠の使用の合理化等を図る。
- (3) 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を使用する。
- (4) 部分的な更新が容易となるように、分解が容易な資機材、モジュール材料等を使用する。

#### 3.4 省エネルギー・省資源

##### 3.4.1 負荷の低減

省エネルギー・省資源のうち負荷の低減に関する水準は、次に掲げる技術的事項に配慮し、建築設備への負荷を抑制し、総合的に環境負荷を低減していること